

消 防 危 第 20 号
令 和 3 年 2 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知願います。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）・・・・・・・・・・・・・・・・政令

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・・・・・・・・・・・規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）・・告示

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：齋藤、蔭山、黒川、木下、長岡

TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534

(給油取扱所における電子決済端末の設置について)

問 給油取扱所における携帯型の電子機器の使用については、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(平成30年8月20日付け消防危第154号、以下、「154号通知」という。)に基づき、取組みを進めているところ、管内の給油取扱所事業者から次のような相談を受けている。

給油取扱所において、クレジット取引における顧客の面前決済以外に、新たなIoTの活用として、交通系ICカードなどの非接触型ICカードや二次元バーコードを使用した電子決済方式用電子機器を導入したいと考えている。当該端末は、可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備又は固定注油設備の管理区域(非危険場所)内に固定して設置するものであり、非接触型ICカードや携帯電話などの電子機器に表示した二次元バーコードの情報を読み取る機能を有する。

新たに設置する電子決済方式用電子機器は、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」(平成13年3月30日付け消防危第43号)別添に基づき、可燃性蒸気が流入するおそれがない範囲で設置する。なお、顧客が所有する二次元バーコードを表示した携帯電話などの電子機器の落下防止措置として、電子決済方式用電子機器の近傍において、画面、音声(画面や音声等準備期間中のステッカー代替を含む)等により落下しないよう注意喚起を行うこととされている。

本件のような、非接触型ICカードや二次元バーコードを使用した電子決済方式用電子機器の設置を認めることは可能か。

また、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」(平成14年3月29日付け消防危第49号)の表第3の「109 カードリーダー等省力機器」として取扱い、当該通知の2(2)に示す運用として差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

なお、固定給油設備又は固定注油設備の管理区域(非危険場所)内に電子決済方式用電子機器を新たに設置することは、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」(平成14年3月29日付け消防危第49号)2(2)に示すとおり、事前に工事の内容を資料等により確認し、「軽微な変更工事」として変更許可の手續を要しないこととして差し支えない。